香川高等専門学校知的財産委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第２項の規定に基づき，香川高等専門学校知的財産委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（定義）

第２条　委員会は，知的財産に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

一　知的財産の創出に関すること。

二　知的財産の帰属に関すること。

三　知的財産の新規性・出願の価値に関すること。

四　知的財産の管理・活用に関すること。

五　その他知的財産に関する必要な事項

（組織）

第３条　委員会は，高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　副校長

二　地域人材開発本部長

三　地域イノベーションセンター長

四　みらい技術共同教育センター長

五　事務部長

六　その他校長が必要と認めた者

（任期）

第４条　前条第六号の委員の任期は，１年とし，再任を妨げない。

（運営）

第５条　委員会に委員長を置き，第３条第二号の委員をもつて充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は，必要に応じ，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができ

る。

（事務）

第７条　委員会の事務は，総務課において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附　則

この規程は，平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 26 年１月 30 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 28 年５月 26 日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年４月 17 日から施行する。